

旧上長山小学校利活用事業者公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

令和7年8月8日

雫石町観光商工課

	該当箇所	質問内容 (簡潔に記入すること)	回答
1	井戸掘り (P1、3-イ)	・プールの上流側もしくは南側に井戸を掘ることは可能か？	使用目的等にもよることから、企画提案書に記載してください。なお、万が一地下水を使用できない場合の対応についても併記願います。
2	屋内運動場の利用について (P1、3-エ)	・地域住民の利用は有料か？	現在は地域住民が利用する際は無料となっており、それ以外の利用は有料となっています。企画提案に際しては、募集要項「3 本事業の実施要件 エ」に記載のとおり、町民等が行う活動等に配慮することとしていますが、その場合の料金設定や、それ以外の利用時の料金設定は企画提案書に記載してください。
3	水道電気料金 (P1、3-ケ P8、 実施体制、経営力・資金力、 維持管理費等を十分に検討)	・電気、水道料金の基本料金・使用料はいくらか？	令和7年7月現在、電気料金の1ヶ月の基本料金は31,085円、水道料金は3,920円です。尚、令和6年度の光熱水費は、別紙1「雫石町旧上長山小学校物件概要」の「5維持管理のア光熱水費」に記載のとおりです。
4	各教室にある機材・備品管理 (P1、3-イ)	・各教室にある機材をふるさと納税への出品は可能か？ ・販売できない物の処分費は、だれの負担になるのか？	別紙1「雫石町旧上長山小学校物件概要」の「7特記事項のキ設置物」に記載のとおりです。所有権は町に帰属するため、ふるさと納税への出品も販売もできません。
5	管理体制の規制 (P1、3-イ)	・施設を利用する時間に規制はあるのか？ ・セキュリティ体制に基準はあるのか？	利用時間の規制はありません。また、セキュリティ体制の基準はありません。

6	イベント使用 (P1、3-エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、課外活動以外のイベントに使われることはあるのか？ ・その時の使用料は支払われるのか？ 	令和7年7月現在、町が主催するイベント等の利用予定はありません。使用料については、優先交渉権者決定後に町との協議により決定します。
7	上長山小学校のホームページ (P8、提案内容、コンセプト・将来性、コンセプトが明確)	<ul style="list-style-type: none"> ・上長山小学校のサイトを立ち上げる場合の補助金の協力はしてもらえるのか。道の駅「保田小学校」の様なホームページ。 	現段階においては、活用できる町の補助金はありません。他の補助金については、事業計画の内容が不明のため、協力の可否については回答できません。
8	プールで魚の養殖は可能か？ (P2、3-サ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニジマス、錦鯉などの養殖を考えている。 ・雫石町の漁協の規制はないか？ 	事業計画の内容が不明のため、募集要項「3本事業の実施要件 サ」に記載のとおり、担当部署及び関係機関へ確認してください。
9	補助金など申請に協力いただけるか (P1、3-ケ P8、実施体制、経営力・資金計画、資金力)	<ul style="list-style-type: none"> ・例えばローカル 10,000 プロジェクトなど。 	事業計画の内容が不明のため、協力の可否については現段階において回答できませんが、優先交渉権者決定後に町との協議により協力できる場合があると考えられます。
10	及び浄化槽保守管理費 (P1、3-ケ P8、実施体制、経営力・資金力、維持管理費等を十分に検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の保守管理費は年間いくらか？ 	令和7年7月現在、浄化槽 (39人槽) の維持管理業務委託料は年間 77,000 円、法定点検料 7,000 円です。
11	除雪費用 (P1、3-ケ P8、実施体制、経営力・資金力、維持管理費等を十分に検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎、屋内運動場への入り口までと駐車場の除雪作業は誰が行うのか？ 	敷地内における除雪作業は事業者において実施となります。県道からの進入路である町道部分は、事業内容により不特定多数の人が訪れる場合等は町が行う場合もあります。

12	プール横ボイラー室 別紙 2 施設の性能確保リスク	・使用用途と現在の使用状況 使用の可否	暖房ボイラー設備及び給水ポンプが設置されています。 暖房ボイラー設備は、閉校後使用していませんので現在使用できるか不明です。給水ポンプは2台のうち1台が修繕が必要なため令和7年度中に修繕を実施予定であり使用可能となります。
13	浄化槽タンク 別紙 2 許認可リスク	・浄化槽の容量の対する一日の使用水量の上限	現在の浄化槽は39人槽で一日の平均汚水量は7.8 m ³ です。
14	改修工事 物件概要 別紙 1-6	・照明のLED化、冷暖房完備、ネット環境の構築、洋式トイレへの交換、外壁、屋根のメンテナンスなど今の時代に必要最低限の工事をどこまでやって頂けるか教えて下さい。	実施要項「7（3）施設修繕等について」の記載を基本として、負担割合が不明な改修工事等については優先交渉権者決定後に協議のうえ決定します。
15	維持コスト 物件概要 別紙 1-5 ア	・設備維持の為、年間の維持コスト(主に人件費)を教えてください。ボランティアの場合も含め維持に係る延べ人数を教えてください。 光熱費使用料は除いて下さい。	過去3年分の年間維持コストは別表のとおりです。 人件費については、現在施設は町の直営により町職員が管理を行っており、施設に常駐していないことから施設維持に係る人件費コストは積算できませんが、職員の施設維持管理の業務対応時間はおよそ週1日程度です。なお、主な業務としては各種法定検査対応、委託契約事務、施設の工事・修繕対応、環境整備、緊急時の対応等です。
16	財産処分に関する処分制限期間 募集要項 6-(10)	・校舎と体育館に係る処分制限期間をそれぞれ教えてください。	当該施設は公立学校施設整備費補助金を活用して建設されており、建物等の財産処分の処分制限期間は60年です。処分制限期間内に建物等を財産処分する場合は、文部科学大臣の承認が必要となります。廃校により学校以外の目的で使用することになることから、優先交渉権者決定後の協議が整い契約締結を行う前に町が財産処分の承認を得るための手続を行います。

旧上長山小学校施設運営・維持管理費（3ヵ年実績）

（単位：円）

節	内訳	金額			備考
		R4	R5	R6	
需用費	修繕費	80,300	354,112	23,100	
	維持管理消耗品費	14,281	13,600	17,545	
小計		94,581	367,712	40,645	
役務費	Wi-Fi利用料	26,400	26,400	26,400	2階のみ
	フレッツ光利用料	-	78,595	76,263	
	浄化槽法定検査手数料	7,000	7,000	7,000	
	浄化槽汚泥引抜き手数料	-	-	100,006	
	消防設備保守点検業務料	22,000	27,500	44,000	年2回点検
	体育館軒下蜂の巣駆除手数料	-	-	11,000	
	貯水槽清掃点検業務手数料	51,700	49,500	55,000	
	小規模受水槽検査手数料	15,400	15,400	15,400	
小計		122,500	204,395	335,069	
委託料	電気工作物保安管理業務委託料	119,328	134,640	134,640	年2回点検
	除雪業務委託料	22,282	11,797	34,000	単価契約
	浄化槽維持管理業務委託料	50,600	50,600	63,800	月1回点検
小計		192,210	197,037	232,440	
使用料	自動体外式除細動器賃借料	27,216	17,736	15,840	
小計		27,216	17,736	15,840	
合計		436,507	786,880	623,994	

※光熱水費・工事費を除く